

**特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」
アーチェリー競技実施要領**

1 競技規則

令和5（2023）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 1 標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- (2) 行射時間は3射2分とする。
- (3) 練習は、競技開始前に行い、「3射2分矢取り」を2回繰り返す。
- (4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
- (5) 得点記録及び矢の回収の権利は、チームの監督、競技者の代行者（エージェント）もしくは競技運営主管団体に委託する。

3 的番・立番

的番及び立番は、主催者が決定する。

4 用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

5 服装等

- (1) 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを、競技者のクイバー又は大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。
なお、指定の場所への表示が難しい場合は、状況に応じて別途指示をする。

6 用具検査

用具検査は、令和5（2023）年10月28日（土）及び29日（日）に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に、服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 アシスタント

- (1) 障害区分1又は特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。競技者の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を得て競技者と同じゼッケン

の交付を受け、表彰式終了時まで着用する。

- (2) アシスタントは、シューティングライン（S L）まで入場することができる。
- (3) 競技者に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。
- (4) アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。
- (5) アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。
- (6) アシスタントは、競技役員の指示に従わなければならない。

9 その他

- (1) 監督会議は令和5（2023）年10月28日（土）に行う。なお、監督会議の時間及び場所については別途通知する。
- (2) 競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティア及びあらかじめ許可されたアシスタント、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (3) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取り扱いは、主催者において別途決定する。